水産業協同組合法	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
中小漁業融資保証法	第二十条、第二十一条、第三十二条第二項、第五十五条第一項及び第五十七条第一項
農業信用保証保険法	第二十九条、第三十条、第四十一条第二項、第四十八条の三第一項及び第四十八条の五第一項
農林中央金庫法	第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第九十五条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則	第十一条第二項第九号並びに第三項第三十五号及び第三十九号

別表第三（第八条関係）

農林中央金庫法	（略）
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則	第十一条第三項第三十九号
農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）	第八十五条の三十二第一項

附　則

この命令は、令和三年九月一日から施行する。

水産業協同組合法	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）及び第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二
中小漁業融資保証法	第二十条、第二十一条及び第三十二条第二項
農業信用保証保険法	第二十九条、第三十条及び第四十一条第二項
農林中央金庫法	第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則	第十一条第二項第九号

別表第三（第八条関係）

農林中央金庫法	（略）
	（新設）

（新設）